

全国統一要求書にもとづき道庁と交渉 「公契約条例」制定など求める

6月7日、「2018年春闘建交労全国統一要求書」にもとづく道庁との交渉をおこないました。交渉には道本部執行部、建設部会と労災職業病部会役員など12人が参加し、道庁側は経済部・建設部・水産林務部・総務部・環境生活部の関係課担当主幹が対応しました。はじめに要求書の各項目についての道の回答を受けたあと、いくつかの項目についてやりとりをしました。この日は、このあと「全国統一要求書」にもとづいて札幌市とも交渉しました(=続報)。

シルバーの「業務拡大」で道の指導・監督を

シルバー人材センターの「業務拡大」にかかわって、道は今年4月から道内の各シルバーがおこなう労働者派遣事業で週40時間まで会員を働かせることができる地域と業種・職種を指定しましたが、「この対象となる会員とは雇用関係を結ぶことになり、65歳以上も雇用保険の適用となっていることや労災保険などについて指導・監督をおこない、道に相談窓口を設けるべきだ」と求めました。道は「各シルバーへの指導・監査は道シルバー連合がおこなうことだが、道としても対応したい」と回答しました。

道の発注工事で低単価が増えている

「公契約条例」についての道の回答は「適正な賃金の支払いなどについて指導をしているので条例の制定は考えていない」というものでしたが、「建設部の下請け状況調査では公共工事設計労務単価を下回る単価設定が増えている。条例をつくって賃金の下限額を守らせる必要がある」と強く求めました。函館でおこなった道発注工事の現場調査では「労務単価の6割程度しかもらっていない労働者がいた」ことも指摘し、「建設経済研究所の調査では、下請け企業に支払う労務費が設計労務単価と同水準という元請けが半数しかない。また、国交省の調査によれば法定福利費明示の標準見積書の活用が71%となっているが全額支払われたのは55%だ。道の発注工事で下請けへの労務費はどうなのかを調べるべきだ。また、道は今年4月から社会保険加入義務づけを2次下請け以下まで拡大したが、下請けに社会保険料の事業主負担分がきちんと渡らなければ労働者の賃金が削られることになる」と追及しました。

「週休2日」で労働者の収入減とならない措置を

道が発注する「週休2日工事」について、日給月給で働く労働者が収入減とならないようにするための措置を求めたのに対し「モデル工事では間接工事費を増額する措置をとっており、労務費についても検討している」との回答でした。

トンネル工事での恒常的な残業をなくせ

道が発注しているトンネル工事は現在1本で「2交代で拘束10時間・実働8時間で施工している」との回答でした。これに対して「36協定を根拠とした恒常的な残業がないかどうか調査すべきだ」と求めました。なお、年内にもう1本のトンネル工事を発注する予定も明らかにしました。